

届出書 (承認関係)

法務大臣 殿

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項に基づき、次のとおり届け出ます。

- 下記のとおり、事務所を設け、その名称を定めましたので届け出ます。

事務所の設定 (2号及び3号)

事務所の名称

所在の場所

- 下記に該当するに至りましたので、添付書類とともに届け出ます。

氏名の変更 (1号)

国籍の変更 (1号)

国内の住所の変更 (1号)

事務所の移転 (2号)

事務所の名称の変更 (3号)

証明する書類は、別添のとおり

- 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたので、添付書類とともに届け出ます。

損害賠償能力を有することを証明する方法の変更

証明する書類は、別添のとおり

- 下記に該当するに至りましたので、添付書類とともに届け出ます。

法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき

原資格国の外国弁護士となる資格を失ったとき

規則第9条第1項第7号に該当するに至ったとき (7号)

証明する書類は、別添のとおり

上記の届出に間違いのない旨誓約します。

届出人

氏名 (Name in full /Print)

署名 (Signature)